

(目的)

第1条 放送大学学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第46条に規定する余裕金の運用に関する必要な事項を定め、もって放送大学学園（以下「学園」という。）の経営の健全性に資することを目的とする。

(余裕金の運用の原則)

第2条 余裕金の運用に当たっては、安全性の確保及び流動性の確保をしたうえで、効率性を追求し、余裕金全体の金融商品の構成が最適なものとなるよう努めなければならない。

(余裕金の運用方法)

第3条 余裕金の運用は、寄附行為第46条に基づき次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

一 国債等の確実な有価証券の取得

二 確実な金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む確実な銀行又は信託会社への金銭信託

2 有価証券による運用は、別に定める有価証券の選定基準によって選定した有価証券によるものとする。当該選定基準を定めるに当たっては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 有価証券の種類

二 有価証券の格付（公共債以外の有価証券により運用する場合に限る。）

3 預金の預け先金融機関（以下「預け先金融機関」という。）は、別に定める預金の預け先金融機関の選定基準によって選定した金融機関とする。当該選定基準を定めるに当たっては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 預け先金融機関の格付け及び自己資本比率

二 その他預け先金融機関の経営の健全性を評価するために必要な事項

4 金銭信託による運用は、別に定める金銭信託の選定基準によって選定した金銭信託によるものとする。当該選定基準を定めるに当たっては、金銭信託の格付けについて定めるものとする。

5 金銭信託の信託先機関（以下「信託先機関」という。）は、別に定める金銭信託の信託先機関の選定基準によって選定した機関とする。当該選定基準を定めるに当たっては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 信託先機関の格付け及び自己資本比率

二 その他信託先機関の経営の健全性を評価するために必要な事項

6 第1項に定める金融商品（満期又は償還期限のあるものに限る。）の保管に当たっては、満期又は償還期限まで保管することを原則とする。ただし、次に掲げる場合に限り、保管中の預貯金の解約又は債券等の売却を行うことができるものとする。

一 資金の安全性を確保するため必要な場合

二 資金の流動性を確保するためにやむをえない場合

三 資金の安全性を確保しつつ、効率性を確実に向上させるため、金融商品の入替えを行う場合

7 余裕金の運用により取得した金融商品は、次に掲げる事項を記した台帳によりその保管状況を管理することとする。

一 金融商品の名称、金額、取得価格及び利率

二 取得日

三 利払い日

四 満期又は償還期限

五 有価証券の口座管理機関名、預け先金融機関名又は信託先機関名  
(運用担当者及び事務担当者)

第4条 余裕金の運用は、放送大学学園会計規程（平成15年放送大学学園規程第21号）第32条の規定に基づき、理事（財務担当）の承認を得て出納役（以下「運用担当者」という。）が行い、当該運用に関する事務は運用担当者の指示のもとに財務部財務課が行うものとする。

(運用計画)

第5条 運用担当者は、毎年度、運用計画を策定し、理事（財務担当）の承認を得なければならない。

2 運用担当者は、前項に規定する運用計画を策定するときは、必要に応じて学園内の関係者又は外部有識者から意見を聴取するものとする。

(運用状況報告)

第6条 運用担当者は、余裕金の運用状況として、次に掲げる事項を、定期的に理事（財務担当）に報告しなければならない。

一 報告期間における運用実績

二 報告時点において保管する資金別及び運用年限別の金融商品の額

三 報告時点において保管する預け先金融機関及び信託先機関の格付け並びに金融商品の格付け

四 その他理事（財務担当）が報告を求める事項

2 運用担当者は、預け先金融機関の経営悪化等の資金の保管及び運用に関する重大な事実を把握した場合は、速やかに理事（財務担当）に報告し、指示を仰がなければならない。

(常勤理事会への報告)

第7条 運用担当者は、第5条第1項に規定する運用計画の承認を受けた場合には、当該運用計画及び当該運用計画の前年度の運用実績を常勤理事会に報告しなければならない。

(基本的遵守事項)

第8条 余裕金の運用に従事する者は、善良な管理者の注意をもって余裕金の運用をしなければならない。

附 則

この規程は、平成18年4月18日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。